

春日部夢の森公園 森づくり活動

参画と協働に関するルールブック

-ver.0.0-

以降、「(仮称) 新たな森公園」とあるのを「春日部夢の森公園」と読み替える。

※ 今後、森づくり活動を行う団体等の募集を行うにあたり、
内容の変更が生じる場合があります。

令和3年度版

令和4年度は、Ⅲ. 参画と協働に関するルールにおいて、
「県」とあるのを「指定管理者」と、
また、「埼玉県大宮公園事務所」とあるのを「(仮称) 新たな森公園管理事務所」
と読み替える。

※今後、県と指定管理者で協議を行い、内容を見直していく。

目次

はじめに	1
I. 「新たな森づくり」について	2
1. 基本理念と目標	2
2. コンセプト	2
II. 森づくり活動	3
1. 森づくり活動メニュー	3
2. 参画と協働による森づくり	4
3. 森づくりのためのルール	4
4. お約束ごと	5
III. 参画と協働に関するルール	6
1. 植樹・樹林育成活動	6
(1) 参画のパターン	7
(2) 植樹・樹林育成活動メニューと参画主体の役割分担	9
(3) パターン別参画のルール	10
ア エリア設定型	10
① 参画・協働の主体	10
② 参画のルール	10
③ 参画の手順	12
④ 活動を中止する場合	12
⑤ 企業・団体、学校等の名称表示についての基本的な考え方	16
イ 活動日設定型	17
① 参画・協働の主体	17
② 参画のルール	17
③ 参画基準や窓口	17
ウ 苗木の里親として参画	20
① 参画・協働の主体	20
② 参画のルール	20
エ イベント型	23
① 参画・協働の主体	23
② 参画のルール	23
③ 参画基準や窓口	23

2.	その他の森づくり活動.....	27
	(1) 参画のパターン	27
	(2) 参画のルール	27
	(3) 参画の手順.....	28
	ア エリア設定型.....	28
	① 参画・協働の主体.....	28
	② 参画のルール.....	28
	③ 参画の手順.....	28
	④ 活動を中止する場合.....	29
	⑤ 企業・団体、学校等の名称表示についての基本的な考え方.....	33
	イ 活動日設定型.....	34
	① 参画・協働の主体.....	34
	② 参画のルール.....	34
	③ 参画基準や窓口.....	34
	ウ イベント型.....	37
	① 参画・協働の主体.....	37
	② 参画のルール.....	37
	③ 参画基準や窓口.....	37
2.	寄付金等で森づくりに参加.....	40
IV.	用語解説.....	41
	○ 森づくり活動に関する用語.....	41

はじめに

埼玉県では、ここ 30 年間で約 6,500ha もの平地林など身近な緑が失われました。そこで、潤いや安らぎのある自然環境を次の世代に引き継ぐために、全庁を挙げて積極的に「みどり再生」に取り組んでいます。(仮称) 新たな森公園は、「みどり再生」のシンボルとして、県民参画型の森づくりを推進するものです。

(仮称) 新たな森公園は、『「ふれあいの森」～人と自然、人と人のつながりを継承する』をコンセプトとして、県民、企業・団体・学校等の参画と協働のもと植樹等の公園の整備や維持管理を行う県内では初めての取り組みです。

埼玉県は事業者・施設管理者として公園整備に取り組み、県民、企業・団体・学校等は、本事業への「参画と協働の主体」として森づくり活動の一翼を担います。

このルールブックは、(仮称) 新たな森公園の整備にかかる「参画と協働による森づくり」の基本姿勢を示すと共に、(仮称) 新たな森公園の森づくりに参加を希望する県民や企業・団体・学校等が円滑に参加して頂くため、とりまとめたものです。今後、森づくり活動を進めていく中で、新たな問題点や課題が生じた段階で適宜改良を重ねていくことを前提にしています。

I. 「新たな森づくり」について

1. 基本理念と目標

「新たな森づくり」は、緑の少ない都市部において、「みどりの再生」を積極的に推進するためのシンボルであり、里山の機能を持った環境保全やレクリエーションの場として、新たに都市公園を整備するものです。

基本理念（ミッション）

身近なみどりを次世代に引き継ぐ



目標（ビジョン）

「人と自然のふれあい」「人と人のふれあい」の森を創出

2. コンセプト

新たな森のコンセプトを以下に示します。

『ふれあいの森』
～人と自然、人と人のつながりを継承する～

「ふれあいの森」は、以下の2つの意味を持ちます。

- 人と自然をつなぐ森・・・ みどり再生のシンボルとして、里親の樹林、水辺、草地などの自然環境を創出し、有機的につなげた生態的なシステムにより構成される自然的環境
- 人と人をつなぐ森・・・ 様々な恩恵を享受してきた里山を再生することで、常に時代の要請に応えた持続可能なライフスタイルや地域社会を構築していく社会的環境

新たな森は、森づくりを通じて、「人と自然」「人と人」の関わりを体験し、持続的なライフスタイルや地域社会のありかたについて学ぶことができる森とします。

II. 森づくり活動

1. 森づくり活動メニュー

森の生長に応じた活動イメージは下記図に示します。

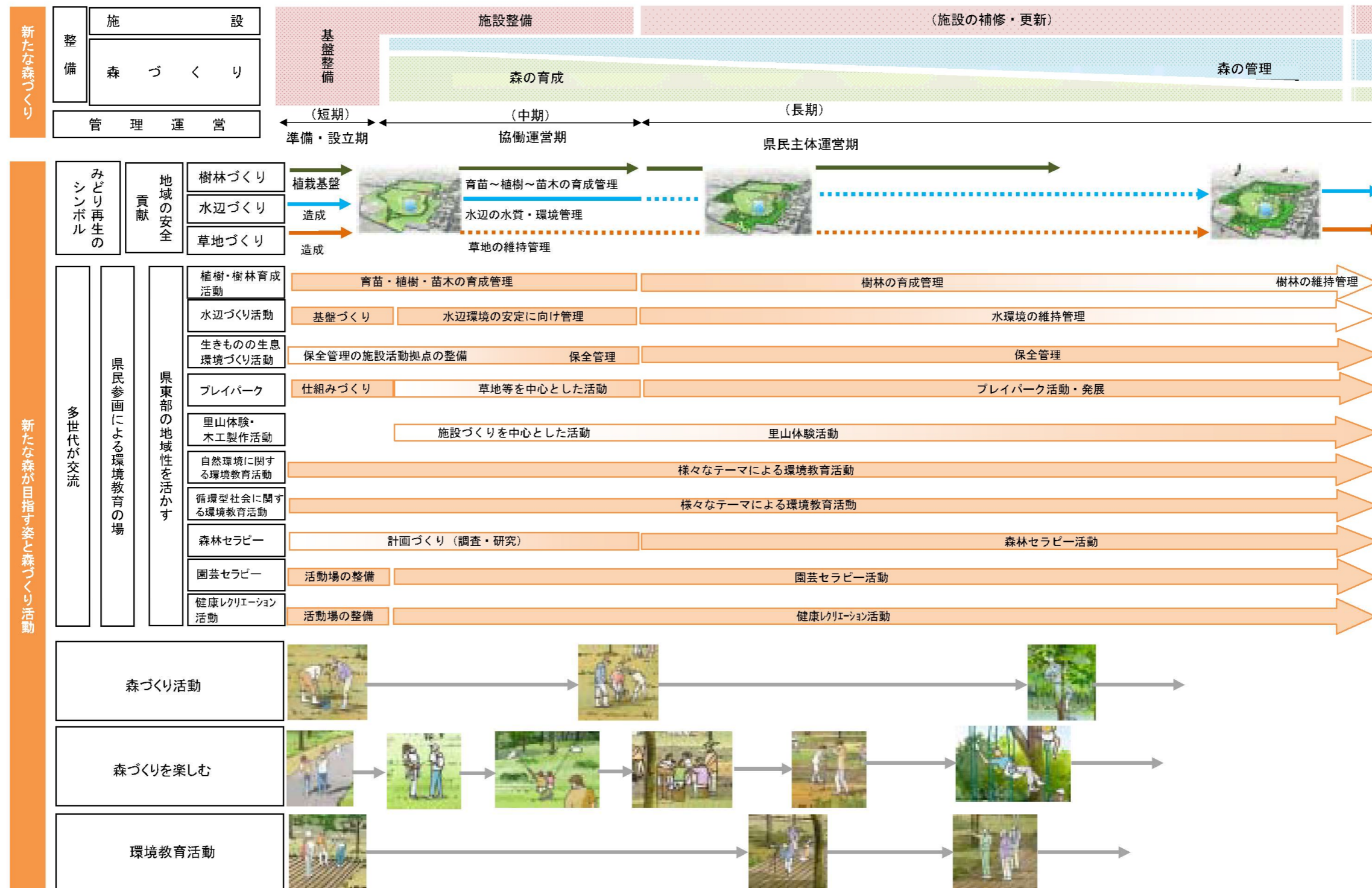


図 1 森の生長に応じた活動イメージ

2. 参画と協働による森づくり

新たな森づくり活動には、県民、企業・団体・学校等の方々が参加します。

育苗、苗木などの植栽、下草刈り、間伐や枝打ちなどの活動に県民の方々が参加していただくことができます。また、企業や団体、学校なども同様の活動に参加していただくことができます。そのほか、多くの県民の方々が個人でも参加できる様々なイベントを企画し、開催していただくことができます。

3. 森づくりのためのルール

(1) 景観に関する留意事項

- ・ 「里山」として整備する箇所は、埼玉県南東部に見られる落葉樹を主体とし、林床まで日照が届く明るい樹林とします。
- ・ 里山文化を表す四季の変化が感じられる森（樹林、水辺、草地）とします。
- ・ 単一の樹種でなく、多様な種が混交した樹林構成とします。
- ・ 管理の方法や頻度の違いにより草丈の異なる多様な草地とします。
- ・ 森は、防犯に配慮しできる限り見通しを確保します。
- ・ 間伐等により手入れがされた樹林密度と林床の管理を行います。

(2) 生物多様性に関する留意事項

- ・ 里山の野生動植物が生育・生息できる環境とします。
- ・ 里山文化を象徴する動植物を保全する環境とします。

(3) 地域環境の復元に関する留意事項

- ・ 里山として落葉樹の明るい樹林や、適度に管理された草地、水辺、野生動植物が生育・生息できる環境とします。
- ・ 樹林の一部では、地域に現存する植生として「屋敷林」「社寺林」などの潜在植生による樹林を復元します。

(4) 利用に関する留意事項

- ・ レクリエーションの利用に際して安全な森（樹林、水辺、草地、広場）とします。
- ・ 調査・研究、里山的レクリエーション活動の実践などに利用できる森（樹林、水辺、草地、広場）とします。

(5) 外周植栽について

- ・ 防災に配慮した場所では、延焼防止に寄与するカシ等の常緑広葉樹を中心とした樹種や林相構造を持った樹林とします。
- ・ 隣接して民家等がある場合は、枝葉の越境、落ち葉、日照の阻害などの影響に配慮します。

※ 植樹に関しては、植樹計画書を参考

4. お約束ごと

下記の項目は、企業、団体、県民の方々が活動時に守っていただきたいことについて「お約束ごと」としてまとめた事項です。基本的に遵守していただく内容であるとともに、追加する項目などについては、今後協議会を運営していくなかで、改定することがあります。

なお、「お約束ごと」は森づくり活動申込時に提出することになります。

新たな森づくりのお約束ごと

新たな森づくりに参加するにあたり以下の内容に同意します。

- 「新たな森づくり」が目指す森づくり活動に参加します。
- 営利を目的としません。
- 植樹計画書の考え方に沿って活動します。
- 生物多様性の考え方を理解して活動に参加します。
- 「新たな森づくり」の管理運営に協力します。
- 他の活動に対する敬意をはらう、尊重するなどの協力関係を築きます。また、活動が競合する場合は、お互いが協議し調整し、困難な場合は、協議会が調整を行います。
- 活動では参加者や公園利用者の安全を優先します。
- 公園利用者への配慮や森づくりの啓発を行っていきます。
- 活動にあたっては、協議会で決定されたことを守ります。
- 活動内容について審査を求められた場合は、審査を受けることを承諾します。審査の結果不適合と判断された場合には、活動は行いません。
- 毎年の活動内容などを年間活動報告に記入し提出します。
- (イベントなどの)活動報告が求められた時には、活動内容を取りまとめて速やかに提出します。
- 活動について自己責任で行います。なお、活動団体は、ボランティア保険に加入します。
- 上記が守れない場合には、活動を辞退します。

以下のいずれにも該当する者でないことを誓約します。

- i 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員
 - ii 上記に掲げる者から委託を受けた者並びに上記に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
 - iii 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に該当する事業者を営む者
 - iv 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業のうち、金銭の貸付を主な業として営む者
 - v 応募の際に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）による再生手続き又は更生手続開始の決定を受けている者
- また、必要な場合には、事業から暴力団等を排除するため、埼玉県警本部又は所轄する警察署に照会する場合があります。

住 所：〒 _____

連絡先： _____

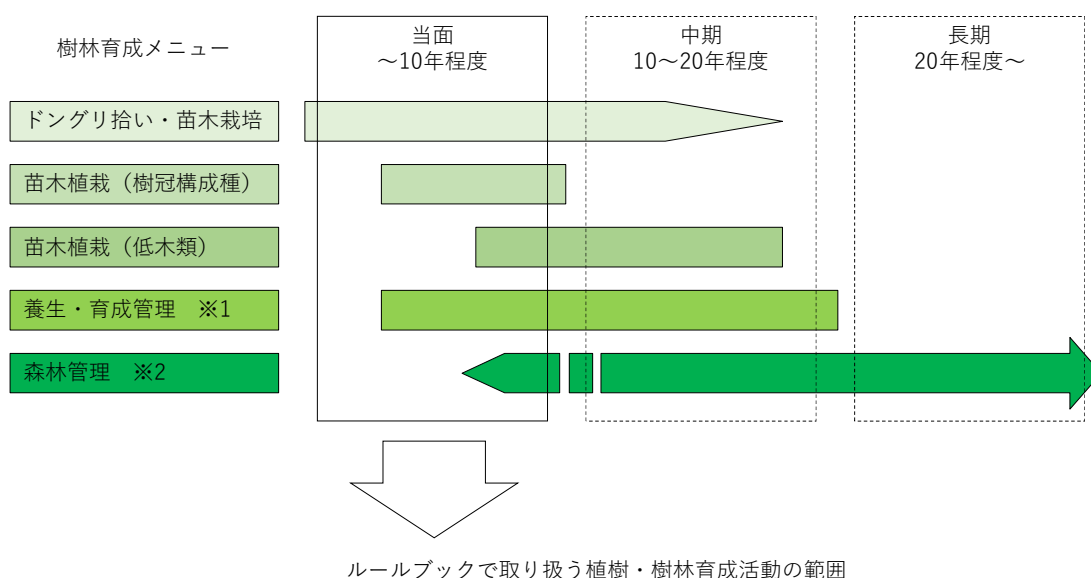
署 名： _____

III. 参画と協働に関するルール

1. 植樹・樹林育成活動

・苗木栽培、植栽、植樹した苗木の養生・育成管理（除草など）主体となる段階（今後、10年程度まで）を扱います。

- ・樹林育成は長い時間をかけて行われ、森づくりの段階に応じて作業メニューが変化します。
- ・樹林育成の初期は苗木の栽培や植栽、植栽地の育成管理が主体となりますが、森が十分に発達した将来においては、作業は森林の管理だけとなり、様々な利活用が想定されます。
- ・市民団体や企業等の受け入れの仕組みは、樹林育成の段階に応じて考える必要があります。



※1：除草、病虫害の予防・対策、散水など

※2：除伐、外来種など緑地に望ましくない樹木の伐採、倒れた木の処理など

図 2 植樹・樹林育成メニューと段階

表 1 参画と協働による年間活動計画

作業メニュー	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ドングリ拾い							■					
植付							■					
育苗	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
苗木植栽	■	■					■	■				■
除草（3回）		■		■		■						
間伐（5年後頃から）								■	■	■	■	
灌水（適宜）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
モニタリング（適宜）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

(1) 参画のパターン

(仮称) 新たな森公園の植樹・樹林育成活動への、参画の仕方には下表に示すパターンがあります。

※なお、個人参加の活動は、令和4年度に募集を予定しています。

表 2 参画のパターン

	参画のパターン	参画・協働の主体		活動内容
		個人	企業 団体 学校等	
サ ポ ー タ ー 活 動	①エリア設定型	—	○	・一定のエリアを定めて活動
	②活動日設定型	—	○	・定例活動 ・臨時活動
	③苗木の里親として参画	—	○	・苗木の里親 ・一般の苗木の里親 ・企業・団体・学校等の苗木の里親
	④イベント型	—	○	・県や企業・団体・学校等が主催する植樹祭などのイベント
ス ポ ン サ ー 活 動	⑤寄付金等で植樹・樹林育成に参画	○	○	・寄付金等

パターン別の参画のフロー図は、下記のとおりです。

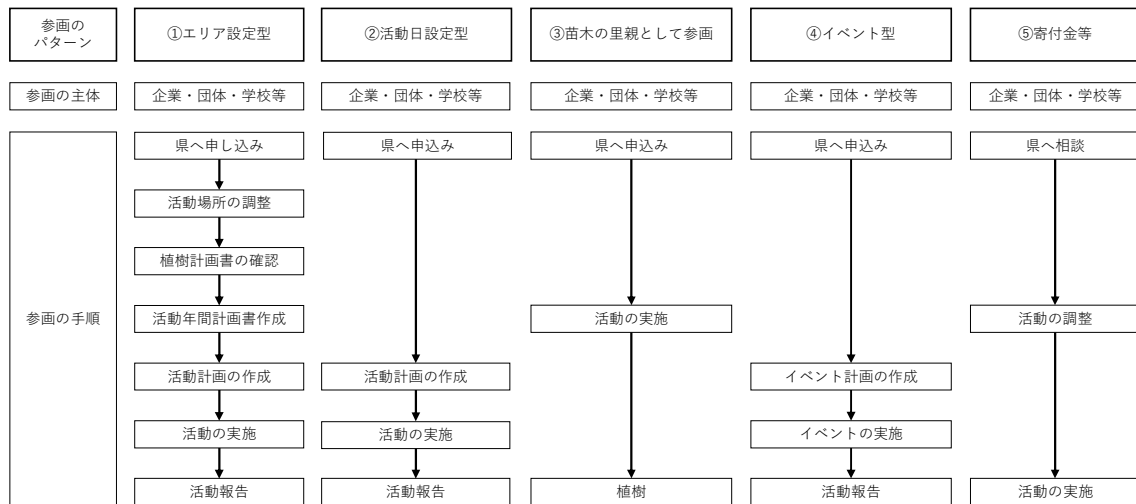


図 3 パターン別・参画のフロー図

(2) 植樹・樹林育成活動メニューと参画主体の役割分担

植樹・樹林育成に当たっての、県と参画主体の基本的な役割分担は以下のとおりとします。

表 3 植樹計画に基づく役割分担と整理

区分	項目	役割分担 ※1	
		県	参画主体
苗木生産	ドングリ拾い	○	
	箱まき、鉢上げ、ポット苗除草	○	
	灌水、病虫害防除	●	○ ※2
	苗木の里親	○	
植栽基盤整備	造成、土壌改良	●	—
植栽	地ごしらえ	○	
	植栽	○	
維持管理	マルチング、除草、モニタリングなど	植樹計画書 ④維持管理の役割分担を参照	
所有権	植樹した苗木や樹木、植栽	◆ ※3	—

※1：●：主体的に実施、○：参画と協働で実施

※2：薬剤を扱わない作業

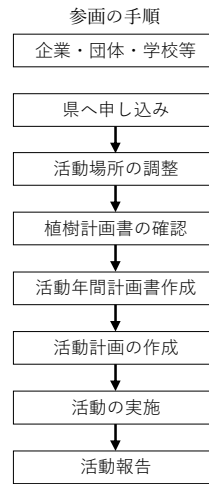
※3：活動により植樹した苗木や樹木、植栽の所有権は、県に帰属します。

(3) パターン別参画のルール

ア エリア設定型

① 参画・協働の主体

参画のパターン	参画・協働の主体	
	個人	企業・団体・学校等
① エリア設定型	－	○
② 活動日設定型	－	○
③ 苗木の里親として参画	－	○
④ イベント型	－	○
⑤ 寄付金等で森づくりに参画	○	○



② 参画のルール

表 4 エリア設定型における参画のルール

項目	内容	
活動エリア	・ はじまりの森、植樹エリアの一定エリア	
活動面積	・ 原則約 100 m ² 以上	
参画の期間	・ 原則として植栽後 3 年間とし、それ以降は 1 年毎に自動更新とする。	
活動内容	地ごしらえ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に植栽を実施する主体が行う。 ・ 土壌が固く、人力による地ごしらえが困難な場合、県が対応する。
	植栽	・ 植樹計画書に従う。
	除草	・ 参画主体が実施する（年 3 回以上）。
		・ 草刈り機の使用は原則禁止とする。
除伐	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽した苗木が成長し、混みあってきた場合は、健全な森林への育成を目的とした除伐を行うことを可能とする。 ・ 除伐実施の必要性や除伐後の立木密度については、植樹計画書を基に県と事前に協議する。 ・ 除伐作業は、原則として活動団体が主体となって実施する。 ・ チェーンソーなど、動力機器については、原則使用禁止とする。 ・ 必要に応じて、ヘルメット着用などの安全管理を徹底 	

		<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採木の幹は、森の景観を阻害しないようエリア内に集積することを基本とする。集積場所については、別途県と協議する。 ・エリア内に集積できない事情がある場合、または材として利用をしたい場合は、県と協議する。 ・伐採で発生した枝葉は、細断して林内に敷き詰めることを基本とするが、林床植生を育成する場合は数ヶ所に集積してもよい。 ・除伐後、切り株より萌芽してきた場合は、適宜、芽かきを行う。
	下枝払い	<ul style="list-style-type: none"> ・樹形を整え、林内の見通しを改善するため、下枝払いを可能とする。 ・下枝払いをする高さは、樹高の 1/2 程度までを目安とするが、事前に県と協議する。 ・脚立、梯子などを利用し、地上から 2m 以上の高さで作業する場合は、安全対策について県へ説明し、承認を受けた上で実施する。
	その他	<p>【管理用通路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な維持管理活動（除伐、除草など）を行うことを目的として、管理用通路の施工を可能とする。 ・管理用通路の施工は、原則として活動団体が主体（※）となって実施する。 ・通路には表面処理を行ってもよい。その場合、使用する材料は、レンガ、ウッドチップ（エリア内で発生した除伐材、枝葉をチップ化したものも可）、落葉、芽・藁類とし、森の景観を阻害しないものとする。 ・通路の端に、除伐材などを用いた土留めを設置してもよい。 ・通路の幅員は、原則として最大 1.5m とする。 ・通路設置の際は、事前に県と協議の上、施工する。 <p>※ 作業人員、材料等は、原則として活動団体が用意する。ただし、一部道具類については、県と協議の上、貸出可能（(仮称) 新たな森公園貸与可能備品一覧別紙 6）。</p>
保険		<ul style="list-style-type: none"> ・参画主体が活動内容に応じた保険へ加入する。

③ 参画の手順

1) 申込手続き

参画主体は、植樹・樹林育成活動エリア設定型申込書【様式第1号】及び、P5「新たな森づくりのお約束ごと」により、県へ申込を行う。

県は、参加の可否について決定し、通知を行う。参加の基準は、「新たな森づくりのお約束ごと」のとおり。

2) 参加の解除

県は、参画主体が参加の基準を逸脱する場合は、期間内においてもエリア設定型の認定を解除する。

3) 活動場所の調整

県は、植樹計画書に基づき、参画主体の希望により具体的な活動場所を指定する。

4) 植樹計画書の確認

「エリア設定型」に参画する主体は、植樹・樹林育成活動に関し、植樹計画書を基に、植樹を進めるための基本的な考え方などを確認する。

5) 日時や内容の調整、活動実績報告の作成提出

参画主体は、植樹・樹林育成活動年間計画書【様式第2号】を提出する。また、活動実施前に活動計画書【様式第3号】を提出し、県と日時、内容の調整を行う。

実施後に活動報告書【様式第3号】を提出する。

6) 参画の窓口・問合せ先

- ・ 埼玉県 大宮公園事務所

④ 活動を中止する場合

やむを得ず、植樹・樹林育成活動 エリア設定型を中止する場合は県に連絡すること。

【様式第 1 号】

(仮称) 新たな森公園 植樹・樹林育成活動 エリア設定型 申込書

令和 年 月 日	
埼玉県大宮公園事務所長 様	
申込者 住所 〒 氏名 所在地 名称 代表者の氏名 電話番号	
申込内容についての問合せ先 住所 〒 氏名 mail	
(仮称) 新たな森公園での森づくりの趣旨に賛同し、次のとおり植樹・樹林育成活動 エリア設定型に申込みます。	
団体の概要	
参加希望面積	m ²
参加群集 (樹 種)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
※この欄には記載しないでください。	
本件の申込みについて、了承します。 令和 年 月 日	
埼玉県大宮公園事務所長	

【様式第 2 号】

(仮称) 新たな森公園 植樹・樹林育成活動 エリア設定型 年間活動計画書

(作成例)

参画団体名	
-------	--

《活動スケジュール》

※行は適宜追加してください。

月日	活動内容	参加人数	備考
4月〇日		－	
5月〇日		－	
6月〇日	エリアの草刈り	10人	手刈り
7月〇日	病虫害駆除	10人	害虫の捕殺、病葉の除去
8月〇日	エリアの草刈り	50人	手刈り
9月〇日	エリアの草刈り	10人	手刈り
10月〇日	種子採取	20人	
11月〇日	地ごしらえ・植樹	50人	樹高計測などモニタリング実施
12月〇日		－	
1月〇日		－	
2月〇日		－	
3月〇日	地ごしらえ・植樹	50人	樹高計測などモニタリング実施

※ 各活動内容の実施適期については、p6の年間活動計画を参照してください。

【様式第 3 号】

(仮称) 新たな森公園 植樹・樹林育成活動 エリア設定型

活動計画書・報告書

(作成例)

《活動スケジュール》

参画団体名	
活動日時	令和 年 月 日 9時~12時
参加予定数	50名
具体的内容	① 植樹 50本 2. 除草 m ² 3. その他(除伐など)
備考	

(作成例)

《活動報告書》

参画団体名	
活動日時	令和 年 月 日 9時~12時
参加者数	50名
具体的内容	① 植樹 50本 2. 除草 m ² ③ その他(地ごしらえ:雑草類の抜根除草)
備考	

その他必要な事項がありましたら、追加してください

⑤ 企業・団体、学校等の名称表示についての基本的な考え方

- ・ (仮称) 新たな森公園は、企業・団体・学校等の参画と協働によって植樹活動やその後の手入れ(維持管理)、森の多様な活用を促進し、これまで以上に広く自由に県民に利用されることを目指しています。
- ・ 参画する企業・団体・学校等は、(仮称) 新たな森公園の森づくりにおける生物多様性への配慮や、広く一般県民への利用・学習機会づくりなどの趣旨に賛同し、一般県民、各種団体や行政と共に「協働の森づくり」をすすめます。
- ・ このような取り組みを顕彰し、企業・団体・学校等による森づくり活動を「〇〇〇(企業・団体・学校名等)の森づくり」と呼びます。
- ・ 現地には、「〇〇〇(企業・団体・学校名等)の森づくり活動エリア」などと表示した看板を県で設置し、活動場所を紹介します。
- ・ 今後、参画する企業・団体・学校等が増加し、参画形態も多様化した場合には、企業・団体・学校名表示のあり方を再検討します。

イ 活動日設定型

① 参画・協働の主体

参画のパターン	参画・協働の主体	
	個人	企業・団体・学校等
① エリア設定型	－	○
② 活動日設定型	－	○
③ 苗木の里親として参画	－	○
④ イベント型	－	○
⑤ 寄付金等で森づくりに参画	○	○

参画の手順

```

graph TD
    A[企業・団体・学校等] --> B[県へ申し込み]
    B --> C[活動計画の作成]
    C --> D[活動の実施]
    D --> E[活動報告]
    
```

② 参画のルール

表 5 活動日設定型における参画のルール案

項目	内容
活動エリア	・ はじまりの森、植樹エリアの任意のエリア
活動日	・ 参画主体が活動を希望する日
活動内容	地ごしらえ ・ 基本的に植栽を実施する主体が行う。 ・ 土壌が固く、人力による地ごしらえが困難な場合、県が対応する。
	植栽 ・ 植樹計画書に従う。
	除草 ・ 原則手刈り。
保険	・ 参画主体が活動内容に応じた保険へ加入する。

③ 参画基準や窓口

1) 参画基準

特に参画の基準は設けない。活動エリア、活動日、活動内容は県と調整の上、決定する。活動に参加し、体験を通じて学習する。

2) 申込手続き

参画主体は、植樹・樹林育成活動活動日設定型申込書【様式第4号】及び、P5「新たな森づくりのお約束ごと」により、県へ申込を行う。

県は、参加の可否について決定し、通知を行う。参加の基準は、「新たな森づくりのお約束ごと」のとおり。

3) 活動実績報告の作成提出

参画主体は、実施後に活動報告書【様式第5号】を提出する。

4) 参画の窓口・問合せ先

- ・ 埼玉県 大宮公園事務所

【様式第 4 号】

(仮称) 新たな森公園 植樹・樹林育成活動 活動日設定型 申込書

<p>埼玉県大宮公園事務所長 様</p> <p style="text-align: center;"> 申込者 住所 〒 氏名 所在地 名称 代表者の氏名 電話番号 </p> <p style="text-align: center;"> 申込内容についての問合せ先 住所 〒 氏名 mail </p> <p>(仮称) 新たな森公園での森づくりの趣旨に賛同し、次のとおり植樹・樹林育成活動活動日設定型に申込みます。</p>	<p>令和 年 月 日</p>
団体の概要	
参加希望エリア	
活動予定日	令和 年 月 日
活動内容 (※)	
参加群集	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>※この欄には記載しないでください。</p> <p>本件の申込みについて、了承します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">埼玉県大宮公園事務所長</p>	

※必要に応じ、別添資料を添付すること

【様式第 5 号】

(仮称) 新たな森公園 植樹・樹林育成活動 活動日設定型

活動報告書

(作成例)

《活動報告書》

参画団体名	
活動日時	令和 年 月 日 9時~12時
参加者数	50名
具体的内容	① 植樹 50本 2. 除草 m ² ③ その他 (地ごしらえ: 雑草類の抜根除草)
備考	

その他必要な事項がありましたら、追加してください

ウ 苗木の里親として参画

① 参画・協働の主体

参画のパターン	参画・協働の主体	
	個人	企業・団体・学校等
① エリア設定型	－	○
② 活動日設定型	－	○
③ 苗木の里親として参画	－	○
④ イベント型	－	○
⑤ 寄付金等で森づくりに参画	○	○

企業・団体・学校等
↓
県へ申込み
↓
活動の実施
↓
植樹

② 参画のルール

1) 企業・団体等による苗木の里親

表 6 企業・団体等による苗木の里親における参画のルール

項目	内容
申込書等の提出	・活動に際し、あらかじめ県の同意を得て、植樹・樹林育成活動苗木里親申込書【様式第 6 号】及び、P5「新たな森づくりのお約束ごと」により、県へ申込を行うこと。
活動エリア	・企業所有の空地・建物の屋上等
活動内容	・ドングリ拾い、植付、育苗、植樹
数量	・県と団体側で協議して決定する（年間 10 本以上を想定）。
運搬	・企業・団体等が行う（育苗圃場←→企業・団体等）。
苗木の里親期間	・2 年間
栽培条件	・県と団体側とで協議、調整する。
栽培に関する助言	・必要に応じ、県が行う。
費用負担	・栽培設備の設置、肥料・土などの資材、灌水などで発生する費用については、企業・団体等側の負担とする。
植樹	・（仮称）新たな森公園に植樹を基本とする。 ・時期、場所については、県と調整する。
所有権	・活動により育苗され、植樹した苗木や、植栽の所有権は、県に帰属します。

2) 学校による苗木の里親

表 7 学校における苗木の里親における参画のルール

項目	内容
申込書等の提出	・活動に際し、あらかじめ県の同意を得て、植樹・樹林育成活動苗木里親申込書【様式第 6 号】及び、P5「新たな森づくりのお約束ごと」により、県へ申込を行うこと。
活動エリア	・学校の校庭、校舎の屋上・ベランダ等
活動内容	・ドングリ拾い、植付、育苗、植樹
数量	・県と学校側で協議して決定する。
運搬	・学校側が行う。
栽培条件	・県側とで協議、調整する。
栽培に関する助言	・必要に応じ、県が行う。
費用負担	・資材提供などの活動費は学校側で負担する。
植樹	・(仮称) 新たな森公園に植樹を基本とする。 ・時期、場所については、県と調整する。
所有権	・活動により育苗され、植樹した苗木や、植栽の所有権は、県に帰属します。

【様式第 6 号】

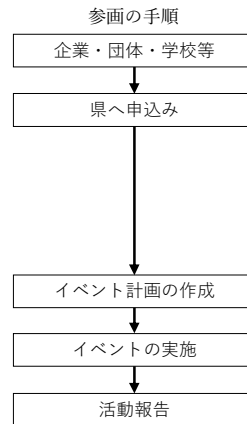
(仮称) 新たな森公園 植樹・樹林育成活動 苗木里親 申込書

令和 年 月 日	
埼玉県大宮公園事務所長 様	
申込者 住所 〒 氏名 所在地 名称 代表者の氏名 電話番号	
申込内容についての問合せ先 住所 〒 氏名 mail	
<p>(仮称) 新たな森公園での森づくりの趣旨に賛同し、次のとおり植樹・樹林育成活動苗木里親に申込みます。</p> <p>※ 新たな森づくり活動により育苗され植樹した苗木や、植栽の所有権は県に帰属します。</p>	
団体の概要	
育苗予定場所	
ドングリ拾い 予定場所・時期	令和 年 月 日
予定数量 (植付)	
※この欄には記載しないでください。	
本件の申込みについて、了承します。	
令和 年 月 日	
埼玉県大宮公園事務所長	

エ イベント型

① 参画・協働の主体

参画のパターン	参画・協働の主体	
	個人	企業・団体・学校等
① エリア設定型	－	○
② 活動日設定型	－	○
③ 苗木の里親として参画	－	○
④ イベント型	－	○
⑤ 寄付金等で森づくりに参画	○	○



② 参画のルール

表 8 イベント型における参画のルール

項目	内容	
活動エリア	・ はじまりの森、植樹エリア、芝生、草原の任意のエリア	
活動日	・ 県や森づくりに参画している企業・団体等が主催しているイベントごとに設定。	
企画・募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記念植樹、草刈りなど、イベントごとに主催者が企画する。 ・ 主催者は募集や広報、連絡、名簿管理等の事務作業を行う。 ・ 主催者は森づくり活動の活性化を促進するために、その主旨や仕組みについてPRを行う。 	
活動内容	地ごしらえ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的にイベントを主催する主体が行う。 ・ 土壌が固く、人力による地ごしらえが困難な場合、県が対応する。
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植樹計画書に従う。 ・ 苗木や必要な資材は主催者が調達する。
	除草	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手刈りとする。
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者がイベント保険に加入する。 	

③ 参画基準や窓口

1) 参画基準

- ・ 特に参画の基準は設けない。活動エリア、活動日、活動内容は県と調整の上、決定する。

- ・ イベントへの参加の申込みは、主催者を窓口とする。

2) 申込手続き

参画主体は、植樹・樹林育成活動イベント型申込書【様式第7号】及び、P5「新たな森づくりのお約束ごと」により、県へ申込を行う。

県は、参加の可否について決定し、通知を行う。参加の基準は、「新たな森づくりのお約束ごと」のとおり。

3) 活動実績報告の作成提出

参画主体は、実施後に活動報告書【様式第8号】を提出する。

【様式第 7 号】

(仮称) 新たな森公園 植樹・樹林育成活動 イベント型 申込書

<p>埼玉県大宮公園事務所長 様</p> <p style="text-align: center;"> 申込者 住所 〒 氏名 所在地 名称 代表者の氏名 電話番号 </p> <p style="text-align: center;"> 申込内容についての問合せ先 住所 〒 氏名 mail </p> <p>(仮称) 新たな森公園での森づくりの趣旨に賛同し、次のとおり植樹・樹林育成活動イベント型に申込みます。</p>	<p>令和 年 月 日</p>
団体の概要	
参加希望エリア	
活動予定日	令和 年 月 日
活動内容 (※)	
参加群集 (樹種)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>※この欄には記載しないでください。</p> <p>本件の申込みについて、了承します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">埼玉県大宮公園事務所長</p>	

※必要に応じ、別添資料を添付すること

【様式第 8 号】

(仮称) 新たな森公園 植樹・樹林育成活動 イベント型

活動報告書

(作成例)

《活動報告書》

参画団体名	
活動日時	令和 年 月 日 9時~12時
参加者数	50名
具体的内容	
備考	

その他必要な事項がありましたら、追加してください

2. その他の森づくり活動

・水辺づくり活動、森林セラピー、健康レクリエーション活動などのその他の森づくり活動は、令和4年度以降に募集を行います。

(1) 参画のパターン

(仮称) 新たな森公園のその他の森づくり活動への、参画の仕方には下表に示すパターンがあります。

表 9 参画のパターン

	参画のパターン	参画・協働の主体		活動内容
		個人	企業 団体 学校等	
サ ポ ー タ ー 活 動	①エリア設定型	—	○	・一定のエリアを定めて活動
	②活動日設定型	○	○	・定例活動 ・臨時活動
	③イベント型	—	○	・県や企業・団体・学校等が主催するイベント
ス ポ ン サ ー 活 動	④寄付金等で森づくり参画	○	○	・寄付金等

(2) 参画のルール

表 10 参画のルール

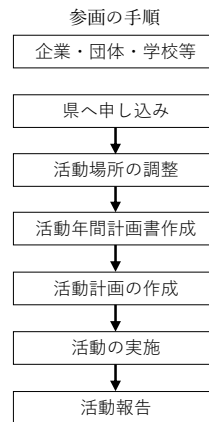
項目	内容
活動エリア	・公園内のエリア
活動面積	・指定なし
保険	・参画主体、主催者が活動内容に応じた保険へ加入する。

(3) 参画の手順

ア エリア設定型

① 参画・協働の主体

参画のパターン	参画・協働の主体	
	個人	企業・団体・学校等
① エリア設定型	－	○
② 活動日設定型	－	○
③ イベント型	－	○
④ 寄付金等で森づくりに参画	○	○



② 参画のルール

表 11 エリア設定型における参画のルール

項目	内容
活動エリア	・公園内の一定エリア
活動面積	・指定なし
参画の期間	・原則として活動後3年間とし、それ以降は1年毎に自動更新とする。
活動内容	・参画主体が希望する森づくり活動内容。
保険	・参画主体が活動内容に応じた保険へ加入する。

③ 参画の手順

1) 申込手続き

参画主体は、その他の森づくり活動エリア設定型申込書【様式第9号】及び、P5「新たな森づくりのお約束ごと」により、県へ申込を行う。

県は、参加の可否について決定し、通知を行う。参加の基準は、「新たな森づくりのお約束ごと」のとおり。

2) 参加の解除

県は、参画主体が参加の基準を逸脱する場合は、期間内においてもエリア設定型の認定を解除する。

3) 活動場所の調整

県は、植樹計画書に基づき、参画主体と具体的な活動場所を調整する。

4) 日時や内容の調整、活動実績報告の作成提出

参画主体は、その他の森づくり活動年間計画書【様式第10号】を提出する。また、活動実施前にその他の森づくり活動計画書【様式第11号】を提出し、県と日時、内

容の調整を行う。

実施後に活動報告書【様式第 11 号】を提出する。

5) 参画の窓口・問合せ先

- ・ 埼玉県 大宮公園事務所

④ 活動を中止する場合

やむを得ず、その他の森づくり活動エリア設定型を中止する場合は県に連絡すること。

【様式第 9 号】

(仮称) 新たな森公園 その他の森づくり活動 エリア設定型 申込書

令和 年 月 日	
埼玉県大宮公園事務所長 様	
申込者 住所 〒 氏名 所在地 名称 代表者の氏名 電話番号	
申込内容についての問合せ先 住所 〒 氏名 mail	
(仮称) 新たな森公園での森づくりの趣旨に賛同し、次のとおりその他の森づくり活動 エリア設定型に申込みます。	
団体の概要	
参加希望面積	m ²
参加群集 (樹 種)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
※この欄には記載しないでください。	
本件の申込みについて、了承します。 令和 年 月 日	
埼玉県大宮公園事務所長	

【様式第 10 号】

(仮称) 新たな森公園 その他の森づくり活動 エリア設定型 年間活動計画書

(作成例)

参画団体名	
-------	--

《活動スケジュール》

※行は適宜追加してください。

月日	活動内容	参加人数	備考
4月〇日		—	
5月〇日		—	
6月〇日	水辺エリアの草刈り	10人	手刈り
7月〇日			
8月〇日			
9月〇日			
10月〇日			
11月〇日	水辺エリアのモニタリング	10人	モニタリング実施
12月〇日		—	
1月〇日		—	
2月〇日		—	
3月〇日			

【様式第 11 号】

(仮称) 新たな森公園 その他の森づくり活動 エリア設定型

活動計画書・報告書

(作成例)

《活動スケジュール》

参画団体名	
活動日時	令和 年 月 日 9時~12時
参加予定数	20名
具体的内容	1. 水辺エリアの除草 ○m ²
備考	

(作成例)

《活動報告書》

参画団体名	
活動日時	令和 年 月 日 9時~12時
参加者数	20名
具体的内容	1. 水辺エリアの除草 50 m ²
備考	

その他必要な事項がありましたら、追加してください

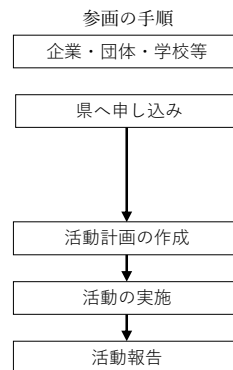
⑤ 企業・団体、学校等の名称表示についての基本的な考え方

- ・ (仮称) 新たな森公園は、企業・団体・学校等の参画と協働によって森づくり活動や公園内の維持管理、森の多様な活用を促進し、これまで以上に広く自由に県民に利用されることを目指しています。
- ・ 参画する企業・団体・学校等は、(仮称) 新たな森公園の森づくりにおける生物多様性への配慮や、広く一般県民への利用・学習機会づくりなどの趣旨に賛同し、一般県民、各種団体や行政と共に「協働の森づくり」をすすめます。
- ・ このような取り組みを顕彰し、企業・団体・学校等による森づくり活動を「〇〇〇(企業・団体・学校名等)の森づくり」と呼びます。
- ・ 現地には、「〇〇〇(企業・団体・学校名等)の森づくり活動エリア」などと表示した看板を県で設置し、活動場所を紹介します。
- ・ 今後、参画する企業・団体・学校等が増加し、参画形態も多様化した場合には、企業・団体・学校名表示のあり方を再検討します。

イ 活動日設定型

① 参画・協働の主体

参画のパターン	参画・協働の主体	
	個人	企業・団体・学校等
① エリア設定型	－	○
② 活動日設定型	－	○
③ イベント型	－	○
④ 寄付金等で森づくりに参画	○	○



② 参画のルール

表 12 活動日設定型における参画のルール案

項目	内容
活動エリア	・ 園内の任意のエリア
活動日	・ 参画主体が活動を希望する日
活動内容	・ 参画主体が希望する森づくり活動。
保険	・ 参画主体が活動内容に応じた保険へ加入する。

③ 参画基準や窓口

1) 参画基準

- ・ 特に参画の基準は設けない。活動エリア、活動日、活動内容は県と調整の上、決定する。

2) 申込手続き

参画主体は、その他の森づくり活動活動日設定型申込書【様式第 12 号】及び、P5「新たな森づくりのお約束ごと」により、県へ申込を行う。

県は、参加の可否について決定し、通知を行う。参加の基準は、「新たな森づくりのお約束ごと」のとおり。

3) 活動実績報告の作成提出

参画主体は、実施後に活動報告書【様式第 13 号】を提出する。

4) 参画の窓口・問合せ先

- ・ 埼玉県 大宮公園事務所

【様式第 12 号】

(仮称) 新たな森公園 その他の森づくり活動 活動日設定型 申込書

<p>埼玉県大宮公園事務所長 様</p> <p style="text-align: center;"> 申込者 住所 〒 氏名 所在地 名称 代表者の氏名 電話番号 </p> <p style="text-align: center;"> 申込内容についての問合せ先 住所 〒 氏名 mail </p> <p> (仮称) 新たな森公園での森づくりの趣旨に賛同し、次のとおりその他の森づくり活動 活動日設定型に申込みます。 </p>	<p>令和 年 月 日</p>
団体の概要	
参加希望エリア	
活動予定日	令和 年 月 日
活動内容 (※)	
参加群集 (樹種)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>※この欄には記載しないでください。</p> <p>本件の申込みについて、了承します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">埼玉県大宮公園事務所長</p>	

※必要に応じ、別添資料を添付すること

【様式第 13 号】

(仮称) 新たな森公園 その他の森づくり活動 活動日設定型

活動報告書

(作成例)

《活動報告書》

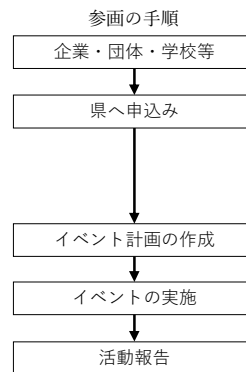
参画団体名	
活動日時	令和 年 月 日 9時~12時
参加者数	50名
具体的内容	
備考	

その他必要な事項がありましたら、追加してください

ウ イベント型

① 参画・協働の主体

参画のパターン	参画・協働の主体	
	個人	企業・団体・学校等
① エリア設定型	－	○
② 活動日設定型	－	○
③ イベント型	－	○
④ 寄付金等で森づくりに参画	○	○



② 参画のルール

表 13 イベント型における参画のルール

項目	内容
活動エリア	・園内の任意のエリア
活動日	・県や森づくりに参画している企業・団体等が主催しているイベントごとに設定。
企画・募集	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントごとに主催者が企画する。 ・主催者は募集や広報、連絡、名簿管理等の事務作業を行う。 ・主催者は森づくり活動の活性化を促進するために、その主旨や仕組みについてPRを行う。
活動内容	・参画主体が希望する森づくり活動。
保険	・主催者がイベント保険に加入する。

③ 参画基準や窓口

1) 参画基準

- ・特に参画の基準は設けない。活動エリア、活動日、活動内容は県と調整の上、決定する。
- ・イベントへの参加の申込みは、主催者を窓口とする。

2) 申込手続き

参画主体は、その他の森づくり活動イベント型申込書【様式第 14 号】及び、P5「新たな森づくりのお約束ごと」により、県へ申込を行う。

県は、参加の可否について決定し、通知を行う。参加の基準は、「新たな森づくりのお約束ごと」のとおり。

3) 活動実績報告の作成提出

参画主体は、実施後に活動報告書【様式第 15 号】を提出する。

【様式第 14 号】

(仮称) 新たな森公園 その他の森づくり活動 イベント型 申込書

<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>埼玉県大宮公園事務所長 様</p> <p style="text-align: center;"> 申込者 住所 〒 氏名 所在地 名称 代表者の氏名 電話番号 </p> <p style="text-align: center;"> 申込内容についての問合せ先 住所 〒 氏名 mail </p> <p>(仮称) 新たな森公園での森づくりの趣旨に賛同し、次のとおりその他の森づくり活動イベント型に申込みます。</p>	
団体の概要	
参加希望エリア	
活動予定日	令和 年 月 日
活動内容 (※)	
参加群集	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>※この欄には記載しないでください。</p> <p>本件の申込みについて、了承します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">埼玉県大宮公園事務所長</p>	

※必要に応じ、別添資料を添付すること

【様式第 15 号】

(仮称) 新たな森公園 その他の森づくり活動 イベント型

活動報告書

(作成例)

《活動報告書》

参画団体名	
活動日時	令和 年 月 日 9時~12時
参加者数	50名
具体的内容	
備考	

その他必要な事項がありましたら、追加してください

2. 寄付金等で森づくりに参加

- ・ 寄付については極力、物品での支援を受け付けることとしています。
- ・ 万が一、寄付金の申し出があった場合は、関係者と協議することとします。

IV. 用語解説

○ 森づくり活動に関する用語

・ 地ごしらえ

苗木を植栽する直前に、植栽する場所の雑草を取り除いたり、土をほぐしたりする作業。

・ 除伐

植樹した苗木が生長して、隣り合った苗木どうしが混み合ってきた時に、適当な密度になるよう苗木をえらんで伐採する作業。

・ モニタリング

苗木が生長して森になってゆく過程について、定期的に苗木の生長やそこで生活する生き物などを調べて記録すること。

・ 苗木の里親

(仮称) 新たな森公園の育苗施設で育てている苗木を、企業・団体・学校等がそれぞれの庭や敷地で、ドングリ拾いから植付、育苗を行い、(仮称) 新たな森公園に植樹する制度。